



新毎日新聞

4月21日(火)

2009年(平成21年)

発行所：大阪市北区梅田3丁目4番5号
〒530-8251 電話(06)6345-1551
毎日新聞大阪本社

号外

上告棄却判決確定へ

林被告 死刑

和歌山カレー事件で最高裁

動機解明されず

98年7月に和歌山市で起きた毒物カレー事件で、殺人罪などに問われた林真須美被告(47)に、最高裁第3小法廷(那須弘平裁判長)は21日、上告を棄却する判決を言い渡した。死刑とした1、2審判決が確定する。死刑事件で2審の事実認定を

変えない場合、最高裁は通常、量刑理由だけを明らかにする。今回は有罪認定した理由にも踏み込んでおり、異例の判決と言える。弁護側は1審から一貫して無罪を主張した。しかし、小法廷は①カレーに混入されたものと

組成上の特徴が同じ亜ヒ酸が被害者などから発見された②被告の頭髪から高濃度のヒ素が検出されており、付着状況から被告が亜ヒ酸を取り扱っていたと推認できる③カレーの鍋に亜ヒ酸をひそかに混入する機会があったのは被告だけで、鍋のふたを開けるなど不審な挙動が目撃されている——などの状況証拠を

挙げて「合理的な疑いを差しさすむ余地のない程度に証明されている」と有罪とする根拠を示した。そのうえで量刑の理由に言及。遺族感情について「(殺害された)4人は何の落ち度もないのに、楽しいはずの夏祭りの最中、突如として前途を絶たれ、無念さは察するに余りある。遺族の処罰感情が厳しいのは当然」と述べた。さらに「地域社会や社会一般に与えた衝撃は甚大で、長年保険金詐欺に絡む殺人未遂などの事件も起こしてお



林真須美被告—1998年8月26日撮影

詳しくは毎日新聞をお読みください

り、犯罪性向が根深い。反省も被害者への賠償も一切していない」と指摘。「刑事責任は極めて重大で、1、2審の死刑の量刑を最高裁も是認せざるを得ない」と結論づけた。1審で黙秘した林被告は、2審で被告人質問に答え無罪を訴えた。しかし、大阪高裁は05年6月、被告側の控訴を棄却した。動機については1、2審とも認定を避けており、小法廷も「犯行動機は解明されていない」と述べた。事件は98年7月25日、和歌山市の園部第14自治会の夏祭りで行った。主婦らが作ったカレーを食べた67人が急性ヒ素中毒を発症し、うち▽自治会長の谷中孝寿さん(当時64歳)▽副会長の田中孝昭さん(同53歳)▽私立高1年の鳥居幸さん(同16歳)▽小学4年の林大貴君(同10歳)の4人が死亡した。

【銭場裕司】

毎日新聞購読お申し込みは

最寄りの販売店か
本社フリーダイヤル

0120-468012

インターネットでのお申し込みは
毎日新聞社の情報サイトへ
<http://mainichi.jp/>